

令和8年度良好な水環境保全・活用モデル事業の公募要領

1. 背景・目的

環境省では、これまで「名水百選」、「平成の名水百選」、水循環基本法の理念に基づくウォータープロジェクトなどにより、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、良好な水環境の保全活動の推進を図ってきました。

かつての激甚な水質汚濁は改善し、一部の地域では未だに改善の必要性があるものの、多くの地域で水質は良好な状態となっており、水質保全だけでは十分にニーズに応えることが出来なくなるなど、水環境保全への国民・地域のニーズは大きく変化しています。令和6年5月に閣議決定された「第6次環境基本計画」においても、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すための取組を実施することとされています。また、生物多様性の保全については、30by30目標の達成に向け、令和5年度からOECMに関して「自然共生サイト」として認定する新しい取組が始まっています。一方で、これらの保全活動の継続が資金不足や担い手不足等により困難となる等、各種認定を受けた「良好な環境」を継続的に維持管理していくことが課題となっている地域もみられます。

こうした課題や国民のニーズが多様化する中、地域における水環境を保全するだけでなく、持続可能な形で利活用することによって、生物多様性の保全、地域づくり等にも資する総合的な水環境管理の取組を推進し、ウェルビーイングや地域の魅力の向上、地域活性化を実現することへの期待が高まっています。

こうした状況を踏まえ、環境省では、地域における水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を目的としたモデル事業を実施いたします。モデル事業は、公募・選定により行います。

なお、本事業は、令和8年度政府予算の成立を前提としています。

30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

2. モデル事業の概要

- ◆ モデル事業は、環境省事業「令和8年度多面的な水環境モニタリング及び水環境保全利活用に関する検討業務」の一環として、当業務の請負事業者（以下「事務局」という。）から選定団体への請負契約により実施します。
- ◆ モデル事業への選定後、提案内容をもとに選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和8年度の活動計画及び経費の使途を決定します。なお、1団体あたり申請額（令和8年度）は300万円（税込み）以下としてください。また、希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能です。ただし、令和8年度の事業として採択することをもって年度をまたいだ2カ年の予算措置を確約するものではないこと、

継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性があることをあらかじめ御理解、御了承ください。

- ◆ モデル事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約にもとづく請負費としてお支払いし、請負費は原則として成果物の提出及び契約期間完了後、一括してお支払いします（選定団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください）。
- ◆ モデル事業は事務局による伴走支援を予定しています。モデル事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、選定団体、環境省、事務局との打合せや活動への助言等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。また、伴走支援の一環として、選定団体に対して、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れます。

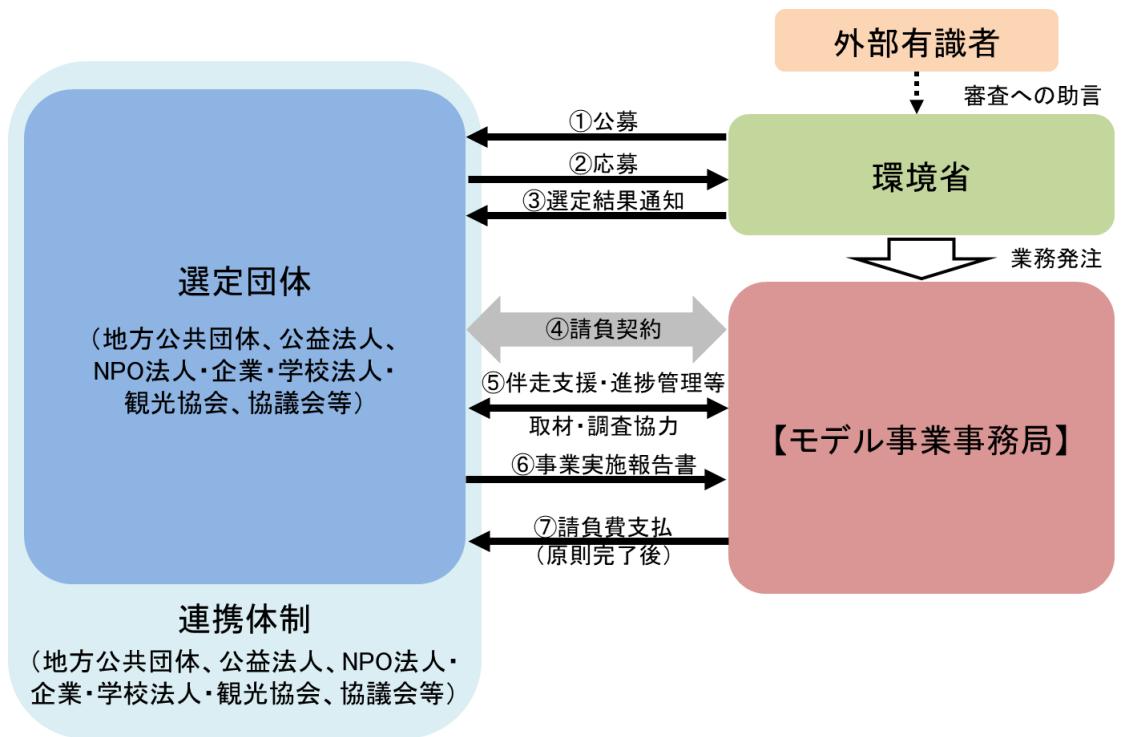


図 モデル事業のスキーム

表 令和8年度のモデル事業実施スケジュール（予定）※1

時期	実施内容
5月以降	・実施計画の協議、事務局との請負契約、初回打合せ等
6月～	・定期的な打合せの実施（現地1～2回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等 ・専門家によるコーチング（必要に応じて実施）
12月頃	・良好な環境創出シンポジウム（仮称）への出席
2月頃	・活動成果報告会
2月末	・最終報告（事業実施報告書の提出）

3月頃

・事業継続検討会（2カ年での事業を希望する場合）※2

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、モデル事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

※2 令和9年度の予算確保及び政府予算の成立が前提です。

（1） 実施期間

事務局との請負契約締結日から令和9年2月26日（金）までとします。

なお、令和9年度の予算が確保された場合は、令和9年度も本モデル事業は継続予定です。2カ年での事業を希望する場合は、2カ年目（令和9年度分）の実施内容も記載してください。継続希望の場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

（2） 公募対象団体

公募対象団体は、地方公共団体、公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者とします。

3. 対象事業

水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域課題を解決する取組として、（1）に掲げる地域において、（2）に掲げる事業を対象とします。

（1） 対象地域

全国の水環境等の保全・活用等による地域課題の解決に取り組む地域

水環境の他、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の活用も含むものとします。

（2） 事業内容

- 1) 水環境等の保全・調査活動
- 2) 水環境等の活用方策の検討
- 3) 水環境等の保全・活用のための体制づくり

【具体的な取組イメージ】

1) 水環境等の保全・調査活動

- ◆ 地域の自然的特性や歴史・文化・産業の観点を踏まえた水辺や湧水、地下水の保全・創出活動
- ◆ 水道水源である森や川からの流域一体的な保全・調査
- ◆ 水域生態系・水質の調査、普及啓発ツールの検討

- ◆ 水域生態系の保全活動の経済価値評価、効果の見える化 など
- 2) 水環境等の活用方策の検討
- ◆ 地域の環境資源の掘り起こしやブランディング、地域特産品づくり
 - ◆ きれいで豊かな水を活かした地場産業の維持・振興 など
- 3) 水環境等の保全・活用のための体制づくり
- ◆ 1)、2) のための体制構築
 - ◆ 水に関わる取組を通じて地域内外の交流を促進させる活動（地域協議会等の組織の設立・運営、シンポジウムの開催等）など

4. 対象となる経費

請負契約の対象となる経費の使途は下記に示すものであって、令和8年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。

【想定される使途】

○調査・検討・活動

水質・生物に関する調査、水辺・湧水の保全・創出活動、環境整備、ブランディング・プロモーション、普及啓発資料づくり・webサイト作成の検討、普及啓発ツール制作、課題解決や対策検討のための環境調査、経済価値・インパクト評価、スタートアップのための地域資源調査・戦略検討、水資源を活用した商品・サービスのマーケティング・開発、シンポジウムの開催 等

○体制づくり

協議会等の設立、ワークショップや勉強会の開催・運営、人材育成 等

【計上できる経費】

- ◆ 事業費（外注費（各種調査、資料づくり、環境整備等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費（※1）、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費（※2））
 - ※1 事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金等
 - ※2 一般管理費は全体事業費の1割5分を上限とする。
- ◆ 人件費（事業実施、評価・検証、報告書の作成等に従事する者的人件費など、本事業を行うために必要な選定団体の人件費。事業費で計上することが困難で、かつモデル事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができる。地方公共団体の場合は計上できない。）

【計上できない経費】

- ◆ 事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費

- ✧ 資産等が残る工事に関する経費
- ✧ 20万円を超える機器・備品等に関する経費
- ✧ モデル事業の実施に直接関係しない経費

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和8年1月15日（木）～同年2月13日（金）17:00（必着）

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「8.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。電子メールで提出するこ
とが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応
募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてく
ださい（原則として、当該代表機関を選定団体公表の際の選定団体として記載します）。
記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

応募に当たっては、「7.モデル事業実施に際しての留意事項」をよくご確認頂き、御
理解のうえでのご応募をお願いします。

【応募書類】

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 実施計画書（様式2）
- ③ モデル事業を行う応募団体の定款又は規約等

<実施計画書への記載項目>

1. 本事業への応募理由

取組の背景、本事業により解決したい地域課題、目指す地域の姿（アウトカ
ム）、獲得したい目標・成果（アウトプット）、現在の取組状況とこれまでの実績等
を簡潔にお示しください。また、令和8年度以降の取組の展開として、令和9年度
以降の具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示しください。

2. 本事業により創出を目指す「地域による水環境等保全・活用に係るストーリー」

対象とする「水環境」の地域における位置付け、保全や活用に係る背景・歴史等
を踏まえ、地域における多様な関係者による連携を念頭に、対象とする「水環境」
をどのようにブランディングし、どのような波及効果が見出されるかをストーリー
としてお示しください。

3. 事業実施計画

1. 及び2. で示された内容を踏まえて、令和8年度に取り組む事業内容、実施

体制・方法、スケジュール等をお示しください。

本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、上記の令和8年度に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。

2ヶ年で取り組む場合は、令和9年度の実施計画についてもお示しください。

なお、実施体制について、本モデル事業により新たな実施体制の構築や拡充等を計画している場合は、現在の体制とモデル事業により計画している体制とが区別できるように記載してください。

4. モデル事業の実施における各主体及び対象とする水環境の管理者との連携状況

3. で示されたモデル事業の実施体制について、地域での多様な主体及び対象とする水環境の管理者との連携・調整状況をお示しください。連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体的な活動内容についてお示しください。「今後連携を模索」することを想定している場合は、その役割についてもお示しください。

また専門家等の第三者からの助言を受けることを想定している場合は、その体制（専門家の候補を含む）についてもお示しください。なお、具体的な想定は無いものの、事業の実施に際して専門家等からの助言を希望する場合は、助言を受けたい内容等についてお示しください。

5. 支出計画書

本要領の「4. 対象となる経費」をご確認の上、モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示しください。2ヶ年で取り組む場合は、令和9年度の支出計画についてもお示しください。ここで記載いただく事業実施に係る経費は、各年度最大300万円（税込み）としてお示しください。継続希望の場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

また、モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式またはMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

6. 選定団体の決定・通知

(1) 審査方法

応募書類を審査の上、1件程度を選定する予定です。

環境省において応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されている

か等について書類審査を行ったのち、以下（2）の審査基準に基づき、有識者からなる検討会で審査を予定しています（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。

なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご留意ください。

（2）審査基準

1) 本事業への応募理由

- ・取組の全体像、目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が適当か
- ・課題等について技術的、数値的な裏付けがあるか
- ・地域課題を的確に捉えた上で、本事業を通して当該課題の解決を図るものとなっているか

2) 本事業の対象とする「地域による水環境等保全・活用」に係るストーリー

- ・地域の水環境の文化的・歴史的背景や地域による保全・活用状況を把握できているか
- ・モデル事業の実施により得られる成果や波及効果が水環境の新たな価値を示すものとなっているか。

3) 事業実施計画

- ・「地域による水環境等保全・活用」が地域の課題解決と結びつき、具体的なメリットを生み出す事業であり、地域における多様な関係者の連携により創出されるものとなっているか
- ・事業効果を高めるための取組内容の創意工夫がみられ、モデル事業として全国への成果の波及が見込めるものとなっているか
- ・目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が達成できる体制・方法となっているか
- ・事業のスケジュールは提案内容が実施できるものとなっているか

4) モデル事業の実施における各主体及び対象とする水環境の管理者との連携状況

- ・モデル事業実施に必要となる水環境の管理者や地方公共団体と連携できているか
- ・地域産業・教育・文化など多様な分野に関する主体との連携や、周辺地域との連携など、事業効果を高めるための体制の工夫がみられるか
- ・専門家等の第三者からの助言を受ける体制が構築されているか
- ・モデル事業実施後も自立的に活動が継続できる体制、多様な世代・主体等を巻き込む体制となっているか

5) 支出計画書

- ・【計上できない経費】が含まれていないか
- ・事業内容に合致した支出先になっているか
- ・外注が想定されている場合、取組内容の全部または主たる部分が外注されていないか
(地方公共団体による事業を除く)

(3) 審査結果

審査結果は4月中旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

7. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) モデル事業の位置付け

本事業は、選定団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、モデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域への展開、さらには国内の水環境の適切な管理・良好な環境の創出の推進を目指すものです。 本公募は、この考え方方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。

(2) 事務局等との打合せ等と選定団体による協力

本モデル事業では、環境省、地方公共団体、専門家及び地域の関係者が連携して、地域における水環境の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を推進することが期待されています。 上述の目標達成のため、事業の選定団体に対しては、適宜 PDCA サイクルを回しながら事業に取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。 選定団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の選定過程及び選定後において、当該事業の趣旨を踏まえ、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあります、申請内容等のとおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。

また、選定団体に対しては、モデル事業事務局の伴走支援を取り入れます。 伴走支援の一環として、モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体からの要請に応じ、打合せや助言、専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を行います。 打合せやコーチングに当たっては、必要な資料の作成等に御協力をいただくことがあります。 コーチングを行う専門家については、環境省、モデル事業事務局及び選定団体において協議の上、選定することといたします。 また、モデル事例形成、地域における水環境等の保全・活用に係る取組の推進に向けた情報発信等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の現地調査、取材、シンポジウム等への参加の御協力をお願いすることがあります。

（3）事業対象外の地域

『令和8年度戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業』の事業対象地域である、全国の閉鎖性海域等の沿岸地域は、モデル事業の対象外の地域とします。

（4）申請事項・法令の遵守等

選定団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

また、本事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、水質や生物多様性の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご留意ください。

（5）成果物とその帰属

事業成果は、事業継続中の年度末及び事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省webサイト等で掲載いたします。選定団体においては、請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、（2）による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和8年度多面的な水環境モニタリング及び水環境保全利活用に関する検討業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

（6）事業終了後の協力

選定した事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、創出した「良好な環境」を活用した、ウェルビーイングや地域の魅力の向上、地域活性化の実現を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省、若しくはモデル事業事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどを願いすることあります。

8. 応募先及び問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室

担当：赤道、飛石

TEL : 03-5521-8298

E-mail : Water-Cycle@env.go.jp (送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。)

以上